

## 「入札公告様式等」PDF 様式一覧

- 1 入札公告（様式①）
- 2 入札説明書（様式②）
- 3 広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務（単価契約）仕様書
- 4 広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務（単価契約）配置体制
- 5 令和8年・令和9年度度労働者派遣日数基準表

## 入札公告

令和8年1月30日

次のとおり一般競争入札に付します。

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 業務名

広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務(単価契約)

## (2) 履行の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 契約期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで(長期継続契約)

※ 契約締結の日から令和8年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。

## (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

## (5) 予定価格

非公表

## (6) 調査基準価格

予定価格の3分の2

## (7) 履行場所

広島市シニア応援センター

広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階)

## (8) 入札方式

本件業務は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。

## (9) 入札方法

ア 入札金額は、派遣労働者1名につき1時間当たりの単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格「令和6・7・8年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「30-15 その他」に登録されている者であること。

(3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

(4) 公告日から落札者の決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 労働者派遣事業の許可を得た者であること。

(7) キャリアカウンセラー等の同種の資格者を有していること。

(8) これまで類似した事業を行った実績を有していること。

(9) その他は、入札説明書による。

### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、次により配布する。

#### (1) 配布期間

入札公告の日から令和8年2月12日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 配布場所

〒732-0822

広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階)

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課事業係

電話 082-264-6404

### 4 契約条項を示す場所等

#### (1) 契約条項を示す場所

契約条項は、前記3(2)に同じ。

#### (2) 入札書、入札説明書、仕様書等の配布方法

入札書、入札説明書、仕様書等は、前記3(2)において配布する。

#### (3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問い合わせ先

前記3(2)に同じ。

#### (4) 入札書の提出方法

持参。なお、郵送、電送その他の方法は認めない。

#### (5) 入札金額内訳書の提出方法

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初度入札のみ入札書と同時に提出すること。なお、入札金額内訳書の提出が無い場合は、落札者となることができない。

#### (6) 入札回数

入札回数は3回限りとする。

#### (7) 入札・開札の日時及び場所

令和8年2月13日(金) 午前9時30分～

広島市南区松原町5番1号

広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階) ボランティア研修室

#### (8) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと(立ち会うことができる者は、1名とする。)

イ 開札にあたっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

エ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

### 5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者(落札候補者が調査基準価格を下回る金額で入札している場合には、「他の入札参加者で調査基準価格を下回る金額で入札している者」及び「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の金額で入札している者のうち最低の価格を提示した者」を含む。)は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類(以下、「資格確認申請書等」という。)を持参により提出するものとする。

#### (1) 提出先

前記3(2)に同じ

#### (2) 提出部数

提出部数は、1部とする。

なお、提出した資格確認申請書等は返却しない。

(3) 提出期限

開札日の翌営業日の正午まで。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

## 6 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、開札日以後、落札者の決定日までの間に前記2(2)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

## 7 落札者の決定

(1) 前記6により一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、落札候補者を落札者として決定する。

ただし、本案件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者で一般競争入札参加資格を有すると確認できた者を落札者とする。

(2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

## 8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札。

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札。

ウ 入札金額を訂正したもの。

エ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札。

(3) 契約保証金

要。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときには、入札の執行を延期又は中止することがある。

(6) 本件公告に示した契約は、長期継続契約である。次年度以降の収支予算が減額・削除された場合には、本件契約の変更・解除を行うことがある。また、社会福祉法人広島市社会福祉協議会は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) その他

詳細は入札説明書による

## 入札説明書

## 1 契約担当部署

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課事業係  
〒732-0822  
広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階)  
電話 082-264-6404

## 2 競争入札に付する事項

## (1) 業務名

広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務(単価契約)

## (2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり

## (3) 契約期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで(長期継続契約)

※ 契約締結の日から令和8年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。

## (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

## (5) 予定価格

非公表

## (6) 調査基準価格

予定価格の3分の2

## (7) 履行場所

広島市シニア応援センター

広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階)

## 3 入札方式

本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。

入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、最低入札価格提示者(落札候補者)に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類(以下「資格確認申請書等」という。)の提出を求めて入札参加資格を有することを確認し、落札者を決定するものである。

なお、最低入札価格提示者が次に掲げる場合は、次順位の入札価格提示者について入札参加資格の有無を確認することとし、以下同様とする。

・入札参加資格を有していないと確認した場合

・無効な入札の場合

・調査基準価格を下回る価格の入札をし、低入札価格報告書を提出した場合で、低入札価格調査の結果、落札者としないと決定したとき

## 4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格「令和6・7・8年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「30-15 その他」に登録されている者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。
- (4) 公告日から落札者の決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。(入札参加資格

確認申請書に、「広島市税の納税証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」の写し等の添付を要する。)

- (6) 労働者派遣事業の許可を得た者であること。
- (7) キャリアカウンセラー等の同種の資格者を有していること。
- (8) これまで類似した事業を行った実績を有していること。

## 5 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類の配布方法

一般競争入札参加資格確認申請書等は、次により配布する。

### (1) 配布期間

入札公告の日から令和8年2月12日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

### (2) 配布場所

前記1に同じ。

## 6 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

契約条項は、前記1に同じ。

### (2) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり、書面(指定様式)を提出すること。

#### (ア) 提出期間

入札公告の日から令和8年2月6日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

#### (イ) 提出場所及び問い合わせ先

前記1に同じ。

#### (ウ) 提出方法

質問書は、質問内容等を熟知した者が持参すること。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌営業日以降、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。(ただし、質問書の提出が上記(2)ア(ア)の期間の最終日にあった場合等は、回答書が閲覧できない場合がある。)

#### (ア) 閲覧期間

入札公告の日から令和8年2月12日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

#### (イ) 閲覧場所

前記1に同じ。

## 7 入札の方法

### (1) 入札金額は、派遣労働者1名につき1時間当たりの単価を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札書等の提出方法

### (1) 入札書

入札書は、持参すること。なお、郵送、電送等その他の方法は認めない。

### (2) 入札金額内訳書(初度入札のみ)

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初

度入札のみ入札書と同時に提出すること。なお、入札金額内訳書の提出が無い場合は、落札者となることができない。

(3) 委任状

入札は原則として「代表者又は継続して委任を受けている者」により行うこと。やむをえず代理人により入札を行う場合は、入札開始前に委任状を提出すること。委任状は、前記1において交付する。

(4) 誓約書

本業務に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに刑法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を作成し、入札開始前に提出すること。誓約書は前記1において交付する。

## 9 開札等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年2月13日(金) 午前9時30分～

イ 場所 広島市南区松原町5番1号

　　広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階) ボランティア研修室

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと(立ち会うことができる者は、1名とする。)

イ 開札に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者(最低入札価格提示者)とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

エ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

## 10 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者(落札候補者が調査基準価格を下回る金額で入札している場合には、「他の入札参加者で調査基準価格を下回る金額で入札している者」及び「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の金額で入札している者のうち最低の価格を提示した者」を含む。)は、一般競争入札参加資格確認申請書等を持参により提出するものとする。

また、一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止措置を行うことがある。

(1) 提出先

前記1に同じ。

(2) 提出部数

提出部数は、1部とする。

(3) 提出期限

開札日の翌営業日の正午まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

## 11 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記10により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合においては、開札日以後、落札決定までの間に前記4(2)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けたとき又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

## 12 落札者の決定

- (1) 前記11より一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、落札候補者を落札者として決定する。

ただし、本案件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者で一般競争入札参加資格を有すると確認できた者を落札者とする。他に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再度の入札を行う。なお、再度の入札を行う場合においては、調査の対象となった者は再度の入札に参加することはできない。

- (2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

## 13 低入札価格調査

### (1) 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

### (2) 委託業務低入札価格報告書の提出

開札の結果、調査基準価格を下回る価格をもって入札書を提出した者は、委託業務低入札価格報告書(以下「報告書」という。)を持参により提出するものとする。

#### ア 提出先

前記1に同じ。

#### イ 提出部数

提出部数は、1部とする。

#### ウ 提出期限

令和8年2月18日(水) 午後5時まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

## 14 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金

免除する。

### (3) 入札回数

入札回数は、3回限りとする。

### (4) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに最高支払予定額(各年度の支払予定額のうちの最高額。各年度の支払予定額が同額の場合は、年額相当額)の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人広島市社会福祉協議会を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1に提出したとき。この場合において、履行保証保険が当初2か年度の履行期間(契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む。)までをその保険期間とするものであるときは、その提出の際に、当該履行保証保険の満了日から起算して7日前の日(当日が休日の場合は、休日でない前日)までに、残余の履行期間までを保険期間とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前の日までに最高支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付することについて、誓約書を提出しなければならない。当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前の

できるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書を前記1に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体(広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

なお、契約保証金の免除申請の承認には、本会による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本会において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記1に申請すること。

#### (5) 契約書の作成

ア 契約の相手方が決定したときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会が定めた日に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金(契約予定金額の100分の5)を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、社会福祉法人広島市社会福祉協議会及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本会が交付する。

#### (6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

#### (7) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札

(8) 本件公告に示した契約は、長期継続契約である。次年度以降の収支予算が減額・削減された場合は、契約の変更・解除を行うことがある。また、社会福祉法人広島市社会福祉協議会は、当該契約の変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(9) この入札に関係する資料等は、次のとおり配布する。

入札関係資料等	配布場所
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入札公告(様式①)</li><li>・ 入札説明書(様式②)</li><li>・ 委託契約書(様式③) ※ 仕様書等を添付</li><li>・ 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式④)</li><li>・ 委託業務低入札価格報告書(様式⑤)</li><li>・ 入札書(様式⑥-1)※3枚交付</li><li>・ 入札金額内訳書(様式⑥-2)</li><li>・ 委任状(様式⑦)</li><li>・ 誓約書(様式⑧)</li><li>・ 仕様書等に関する質問書(様式⑨-1)</li><li>・ 質疑応答書(様式⑨-2)など</li></ul>	社会福祉法人広島市社会福祉協議会 〒732-0822 広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センターセンター内 (BIG FRONT ひろしま6階) 電話 082-264-6404

# 広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務（単価契約）仕様書

## 1 業務の内容

本業務は、広島市内在住の概ね60歳以上の者への就労支援を円滑に推進するため、相談者個々の状況に応じた求人情報の収集・求人開拓等を行い、就労相談や職業紹介など必要な就労支援を行うとともに、ボランティア活動をはじめとした幅広い社会参加・社会貢献の機会を提供する。

### (1) 就労相談

来所者の就労相談を受ける。

### (2) 職業等の紹介・マッチング

来所者の希望に沿った求人情報を提供し、求人者（企業）へ紹介する。

### (3) 求人開拓の実施

求人探索システム等の活用や企業訪問を行い、求人情報を収集する。

### (4) 高齢者の多彩なニーズに対応した相談・情報提供等

## 2 就業場所

広島市シニア応援センター

広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内 (BIG FRONT ひろしま6階)

TEL (082) 264-6404

## 3 組織単位（組織の長の役職）

社会福祉法人広島市社会福祉協議会地域福祉推進課（課長）

## 4 指揮命令者

指揮命令者 広島市社会福祉協議会地域福祉推進課 課長

広島市社会福祉協議会地域福祉推進課事業係 係長（センター長）

担当職員 広島市社会福祉協議会地域福祉推進課事業係 主事

## 5 派遣期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

## 6 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び8月6日を除く毎日。ただし、発注者と受注者の協議により、業務を要しない日時等を別に定めることとする。

## 7 就業時間

別紙配置体制のとおり。

## 8 派遣人員

2名（キャリアカウンセラー有資格者）

## 9 安全及び衛生

発注者は、派遣労働者の勤務場所について、空気環境（温度、湿度等）、照度等の職場環境を適正に維持するものとする。

## 10 派遣元責任者

株式会社〇〇〇〇

TEL (082)

## 11 派遣先責任者

広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内 (BIG FRONT ひろしま 6階)  
社会福祉法人広島市社会福祉協議会地域福祉推進課 課長  
TEL (082) 264-6404

## 12 派遣労働者からの苦情の処理

### (1) 苦情の申出を受ける者

派遣元責任者及び派遣先責任者に同じ

### (2) 苦情処理方法、連携体制等

ア 派遣先責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意を持って遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

イ 派遣元責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意を持って遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

ウ 派遣元責任者及び派遣先責任者は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

## 13 当該契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

### (1) 契約解除の事前の申入れ

発注者は、専ら発注者に起因する事由により、当該契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合は、受注者の合意を得るとともに、あらかじめ相当の猶予期間をもって受注者に申入れを行うこととする。

### (2) 就業機会の確保

発注者及び受注者は、当該契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない契約解除を行った場合には、発注者の関連部署での就業をあっせんする等により、当該契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

### (3) 損害賠償等に係る適切な措置

ア 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由により当該契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該契約の解除に伴い受注者が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならぬこととする。例えば、受注者が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、受注者がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、発注者による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかつたことにより受注者が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。

イ その他発注者は受注者と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、発注者及び受注者の双方の責めに帰すべき事由がある場合には、発注者及び受注者

のそれぞれの責めに帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

**(4) 当該契約解除の理由の明示**

発注者は、当該契約期間満了前に契約の解除を行おうとする場合であって、受注者から請求があったときは、当該契約の解除を行った理由を受注者に対し明らかにすることとする。

**14 派遣労働者の選任等**

(1) 受注者は、当該業務に適する派遣労働者を選任するものとする。

(2) 受注者は、契約締結後速やかに派遣労働者名簿を発注者に提出するものとし、当該名簿には、派遣労働者の氏名、性別、派遣労働者に係る社会保険及び雇用保険の被保険者資格の取得届の提出の有無（「無」の場合はその理由）及び期間を定めないで雇用する労働者であるか否かを記載するものとする。

なお、年齢については、派遣労働者が45歳以上である場合はその旨を（年齢の記載は不要）、18歳未満の場合は年齢を記載する。

(3) 受注者は、派遣労働者の交代を行う場合は、事前にその旨を発注者に通知するものとする。

**15 服装**

派遣労働者は、服装については華美にならないものを着用するものとする。（支給等はしない。）

**16 服務規律等**

受注者は、派遣労働者に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。

- (1) 来所者に対して、礼儀正しく、親切丁寧に対応し、粗暴な言動をしないこと。
- (2) 個人のプライバシー保護に十分注意すること。
- (3) 職務の遂行を怠らないこと。

(4) 受付台は、常に整理整頓するとともに来所者に不快感を与えないように努めること。

**17 通勤災害**

履行場所までの通勤災害等、発注者の責めに帰さない事故等については、受注者が責任を負うこととする。

**18 管理台帳の作成**

受注者は派遣元台帳を、発注者は派遣先管理台帳をそれぞれに作成し、派遣労働者ごとに記載するとともに、適正な管理を行わなければならない。

**19 派遣元への通知**

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第42条第3項の規定による受注者に対する通知は、業務実施月の翌月の5日（当該日が休日に該当する場合は、直近の開所日）までに行うこととする。

**20 便宜の供与**

派遣労働者は、次の施設を利用できるものとする。

- (1) 控え室（ロッカー）
- (2) 休憩室（5階 団体交流スペース）

**21 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置**

労働者派遣の役務の提供終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意

思を事前に派遣元事業主に対して示すこととする。

**22 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別**

無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。

**23 その他**

(1) 派遣労働者の交替を行う場合（この契約が終了する場合を含む。）、交代前の派遣労働者は、交代する派遣労働者に対し、発注者が必要と認める期間、当該業務の引継ぎを行うものとする。

(2) スタッフの交代

ア 発注者は、スタッフが就業に際して遵守すべき契約業務処理の方法、就業に関する規則等又は指揮命令者の指揮命令等に従わない場合、その他本契約、個別契約及び覚書の本旨に反するときは、受注者にその旨を通知し、猶予期間を与えた上で、スタッフの交替を要請することができる。

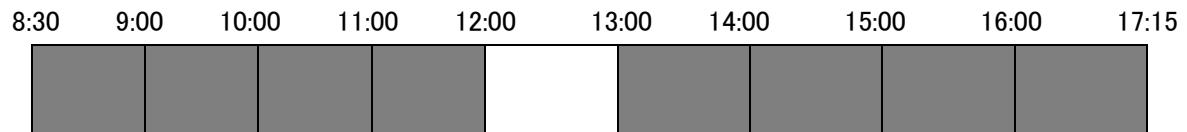
イ 受注者は、発注者の承諾を得て発注先に派遣中のスタッフを交替することができる。

ウ 上記アの場合において、受注者が交替のスタッフを派遣できないときは、発注者は個別契約を解除することができる。ただし、この場合、発注者は個別契約の解除に伴う損害賠償を行わない。

(3) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

## 広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務配置体制

(実働 7 時間 4 5 分)



※休憩は交代で取るため、13時から14時の場合もある。



従事時間

## 令和8年度 労働者派遣日数基準表

令和8年4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

29 昭和の日

派遣日 21 非派遣日 9

令和8年5月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2			
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
						31

3 憲法記念日

4 みどりの日

5 こどもの日

6 振替休日

派遣日 18 非派遣日 13

令和8年6月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
						28
						29
						30

派遣日 22 非派遣日 8

令和8年7月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20 海の日

派遣日 22 非派遣日 9

令和8年8月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
						30

6 休日(平和記念日)

11 山の日

派遣日 19 非派遣日 12

令和8年9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
						27
						28
						29
						30

21 敬老の日

22 振替休日

23 秋分の日

派遣日 19 非派遣日 11

令和8年10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3		
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12 スポーツの日

派遣日 21 非派遣日 10

令和8年11月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
						30

3 文化の日

23 勤労感謝の日

派遣日 19 非派遣日 11

令和8年12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
						27
						28
						29
						30
						31

12/29～1/3 休日(年末年始)

派遣日 20 非派遣日 11

令和9年1月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2			
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
						31

12/29～1/3 休日(年末年始)

1 元日

11 成人の日

派遣日 19 非派遣日 12

令和9年2月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
						28

11 建国記念の日

23 天皇誕生日

派遣日 18 非派遣日 10

令和9年3月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
						28
						29
						30
						31

21 春分の日

22 振替休日

派遣日 22 非派遣日 9

令和8年度	年間 365
派遣日	240
非派遣日	125

## 令和9年度 労働者派遣日数基準表

令和9年4月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

29 昭和の日

派遣日 非派遣日  
21 9

令和9年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
	30	31				

3 憲法記念日

4 みどりの日

5 こどもの日

派遣日 非派遣日  
18 13

令和9年6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

派遣日 非派遣日  
22 8

令和9年7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

19 海の日

派遣日 非派遣日  
21 10

令和9年8月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6 休日(平和記念日)

11 山の日

派遣日 非派遣日  
20 11

令和9年9月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	30	

20 敬老の日

23 春分の日

派遣日 非派遣日  
20 10

令和9年10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2		
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

11 スポーツの日

派遣日 非派遣日  
20 11

令和9年11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

3 文化の日

23 勤労感謝の日

派遣日 非派遣日  
20 10

令和9年12月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

12/29～1/3 休日(年末年始)

派遣日 非派遣日  
20 11

令和10年1月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2		
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

12/29～1/3 休日(年末年始)

1 元日

10 成人の日

派遣日 非派遣日  
19 12

令和10年2月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29				

11 建国記念の日

23 天皇誕生日

派遣日 非派遣日  
19 10

令和10年3月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20 春分の日

派遣日 非派遣日  
22 9

令和9年度	年間 366
派遣日	242
非派遣日	124